

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第94号	飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第96号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第97号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第98号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案 第99号	稻越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第8	議案 第100号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第101号	飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第102号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第11	議案 第103号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第104号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第105号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第106号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	認定 第1号	令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月12日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第2号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第3号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第4号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第5号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第6号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第7号	令和6年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第8号	令和6年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第23	認定 第9号	令和6年度飛騨市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第24	認定 第10号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第25		一般質問

○出席議員（13名）

1番	佐	藤	克	成
2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	笠	上	雅	廣
6番	水	吹	豊	孝
7番	上			要
8番	森	端	浩	二
9番	井		史	朗
10番	澤	田	清	美
11番	住	川	文	博
12番	前	村	勝	憲
13番	野	山	惠	子
14番	籠	原	美	
	高		邦	

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	徳
基盤整備部長	横	山	裕	和
環境水道部長	谷	口	正	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
会計管理者	渡	邊	康	智
消防長	堀	田	丈	二
病院事務局長	佐	藤	直	郎
総務部次長兼総務課長	上	畑	浩	樹
建築企画監	田	中	義	司
財政課長	土	田	治	也
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	倉	坪	正		明

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。執行部側では、岡田総務部長に代わり上畑総務部次長が代理出席です。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、小笠原議員、4番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第94号 飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
から

日程第24 認定第10号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第25 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例についてから日程第24、認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの23案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。この23案件の質疑と併せて、これより日程第25、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では、市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことに御注意ください。また、議会の品位を重んじて、不規則や不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。10番、住田議員。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

改めまして皆様おはようございます。今日は一般質問最終日でございます。2名の議員が登壇させていただきますので、ぜひよい答弁をお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

初めに、心と身体の教育についてお尋ねいたします。少子化の進行及び人口減少は深刻さを増しています。飛騨市でも最近の出生数は100名前後で推移していますが、約10年前と比べると50人ほど減っています。少子化の現状は、未婚化・晩婚化の進行も大きな要因の一つですが、所得や雇用の不安感から、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない。また、男性の育児休暇取得率は伸びていますが、まだまだ育児負担は女性に集中するワンオペになっている傾向もあります。

将来、親となり得る世代の子供たち、思春期時代、若者世代は、SNSなどの普及で情報過多になり、正しい知識を得ることはできているのでしょうか。また、SNS等を利用して、教え子の盗撮や、何げなく上げた写真から居場所を特定され、つきまとい事案に発生したりしています。

自分の身は自分で守るのが鉄則ですが、自分の身体のこと、異性の身体のこと、年齢に応じた発達の変化など、心と身体の知識はうまく伝えられているのでしょうか。

また、若い世代が将来を展望する際に、性や妊娠・出産に関して様々な疑問を持ちつつも、正しい知識を得たり、相談する場所や手段の提供を行うプレコンセプションケアという取組も進められています。

飛騨市を担う若者たちが、心と身体のバランスを保ちながらしっかりと成長していくため、市ではどのような取組をされているのか、以下の3点お尋ねいたします。

1点目は、年齢別における心と身体の教育についてです。飛騨市の学園構想では、保育園から高校、そして家庭や地域が総がかりで、予測困難な時代を生きる子供たちに幸福な人生と持続可能な社会の創り手となる力を育もうというものです。それぞれの段階で課題解決に向け試行、実践を踏まえ、トータルとして生きる力が身につくものです。心と身体の教育も、まさにこの理念に沿って行うべきではないでしょうか。

10代後半の死因の第1位が自殺であることなどに見られるように、子供の心の問題は喫緊の課題であります。また、学童期・思春期は、身体に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し始める重要な時期でもあります。この時期に、科学的根拠に基づいた正しい知識を身につけること、自分の心身の健康に関心を持つことは、生涯に向けた大切な一歩となり得るものです。

保育士、学校の先生、養護教諭、保健師、助産師、医師など専門知識を持った方はたくさんいらっしゃいますが、発達段階に応じた心と身体の教育はどのように行われ、それらを総括する部署はあるのかお伺いいたします。

2点目は、プレコンセプションケアについてです。プレコンセプションケアとは、若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うことです。これは、今の自分や将来の自分の健康につながるだけでなく、次世代を担う子供たちの健康にも関わります。将来の妊娠・出産を希望しない方でも、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分や相手を守るためにも必要なことと言えます。プレコンセプションケアは、満ち足りた自分、ウェルビーイングの実現につながるヘルスケアとして注目されています。

市として、これをどのタイミングでどのような方法で取り組もうとしているのか。また、取り組んでいらっしゃるのなら、その過程をお伺いいたします。

3つ目には、包括的性教育についてです。昨年2月、出産直後の乳児を放置し死亡させた事案が県内でありました。この母親は未受診妊婦でした。厚生労働省が2019年に把握した心中以外の虐待死亡事例のうち、出産直後の乳児の母は、全てが母子健康手帳の未発行で、約9割が妊婦健診も未受診でした。

貧困や家庭内暴力、望まない妊娠、性知識の不足など、様々な要因が挙げられています。また、県内でも性感染症は増加傾向にあります。

専門家は、保健体育で教える生物学的な発達や生殖の仕組みだけではなく、命の大切さを軸に人間関係や性的同意など幅広く学ぶ、包括的性教育が必要だと言われています。

市としては、このことをどう捉えていらっしゃるのか。万が一のための相談窓口はあるのかも含め、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

下出教育長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

おはようございます。私からは、1点目の年齢別における心と身体の教育についてお答えいたします。議員からお話しいただいたとおり、飛騨市学園構想では、保育園から高校、特別支援学校、そして家庭や地域が総がかりで、子供たちの心と身体をよりよく育むことを目指しております。

文部科学省は、令和3年4月に幼児から高校・大学・一般までの発達段階に応じた「生命の安全教育」教材及び指導の手引等を作成しています。また、岐阜県教育委員会が示している「ぎふいのちの教育」では、健康教育や心の教育等を重点とし、保健体育や技術・家庭科、特別活動を中心に健康と命の大切さ、命の誕生、性に関する理解等の内容が位置づけられております。

飛騨市の小中学校においては、これらを踏まえ、心と身体の発達について正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができるように教育を進めております。

例えば小学校低学年ではプライベートゾーンの理解について、中学年では思春期の体の変化や命の誕生について、高学年では不安や悩みの対処、SNSを利用する際に気をつけること等について学んでおります。また、中学校の保健体育では、思春期の体の変化や生殖機能の成熟に加えて、性衝動や性暴力等についても取り上げ、自他を尊重し合う大切さについて学んでいます。

また、SNS等の誤った情報や犯罪に巻き込まれる等の危険性について、実際に起こった事件や事例を取り上げて教育活動も行っております。

家庭科の授業では産婦人科医や助産師による講話や体験活動を重視しており、胎児や出産の画像や動画を見たり、あるいは乳児の赤ちゃんを実際に抱いたりする体験をして、実感を伴った学びにつなげております。

今後も飛騨市の児童生徒の実態、地域の状況を的確に把握し、命を大切にする考えや自他を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう、心と身体の教育の充実に取り組んでまいります。

総括する部署の御質問についてですが、飛騨市においては総合福祉課が主催している毎月のふらっと月例会において、福祉や医療、教育等の関係者が集まり、乳幼児から一般までの心や身体の健康等についての情報共有や関係機関の連携の在り方を検討しております。また、小中学校の児童生徒については、学校保健会において医師との連携を図っています。このように、市民福祉部と教育委員会が連携を密にして取り組んでいるところでございます。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

おはようございます。私からは2番目のプレコンセプションケアと3番目の包括的性教育についてお答えします。まずプレコンセプションケアについてですが、元来、プレコンセプションケアとは、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とし、健康な妊娠・出産を目指す妊娠前のケアという概念です。しかし、議員御指摘のとおり、現在ではその概念は拡張され、生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に健康な状態を保つための取組へと進化しています。具体的には、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン、そして将来の健康を考えて健康管理を行うという新たな概念が生まれています。

一方、国は骨太の方針において、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づく取組を進めることを明記しております。これは人口減少対策の中で、妊孕性、妊孕というのには妊娠の妊にはらむと書きますけれども、妊娠するための力です。これについての正しい理解が不足したまま、結婚・出産が高年齢化していることが、望む妊娠を得られない原因の一つであることが指摘されていることによるものです。

このため、政府においても、男女の妊娠適齢期について若者に正しい認識を持ってもらう観点から、プレコンセプションケアの普及に力を入れ始めており、市長が代表理事を務める地域共生政策自治体連携機構では、こども家庭庁からの委託を受け、「輝く未来のためにカラダを知ろう」というプレコンセプションケアの冊子を作り、若い世代の健康管理の重要性について啓発に努めております。

市でも同様の問題意識を早くから持っており、平成28年から2年間、市内の企業向けに妊孕性的な内容を含んだ女性のライフサイクルに関する講演会を開催しました。そして平成30年からは市内の高校向けに同様の講演会を開催してきましたが、コロナ禍後は高校の要望もあり3年に一度の開催となっています。

今後は高校向けの講座を継続しながら、市内の企業にも講座を再開したいと考えています。

また当市では、小学6年生の尿中塩分検査や中学3年生の健康診断を、対象者のほぼ全員に実施しており、その結果を説明するときは、学校の協力を得て、授業形式で行っております。

さらに中学3年生の健康診断では、成人とほぼ同等の検査項目を実施しており、保健指導が必要な方には、保健師や管理栄養士が生徒やその保護者へも保健指導を行っております。これは、若年層から健康な体や生活習慣を身につけていただき、将来の妊娠や出産を含むライフデザインを描きやすくしていただくことにほかなりません。

今後も企業や学校と連携し、より健康な未来の実現に向けた健康的な身体や生活習慣の確立に努めてまいります。

次に、包括的性教育についてお答えします。包括的性教育とは、もともと、ユネスコなどが2009年につくった性教育についての指針、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中でコンプリヘンシブ・セクシュアリティ・エデュケーションという言葉が使われています。日本で2017年に翻訳されたのですが、そのときに、この言葉を包括的性教育と訳して、そこから広まってきました。

議員御指摘のとおり、包括的性教育とは、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことを言います。従来の性教育よりも大きな視点で「性」や「らしさ」を問い直すものと存じます。

飛騨市では、以前からダイバーシティのまちづくりを推進しています。ダイバーシティとは多様性を意味する言葉で、様々な違いを持った人々が互いを認め合い、誰もが自分らしく共存できている状態のことを指します。地域としてはダイバーシティのまちづくりの推進も、包括的性教育に貢献できる一つの手段であると考えます。

相談については、包含的に地域生活安心支援センター「ふらっと」が対応しています。ふらっとは相談に乗り、伴走しながら専門窓口や必要な支援につなげるような業務を展開しています。今後もふらっとの相談機能の充実を図っていく所存です。

また、岐阜県においても女性のための岐阜県女性健康支援センターを開設し、女性が健やかに年齢を重ねることができるよう健康状態に関する相談を受け付けております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

御答弁をいただきましたが、ちょうど3日ほど前の新聞でしたでしょうか、心と体大事にしてという家庭欄の記事が掲載されていて、ちょうどグッドタイミングな私の言いたいことが、この新聞記事にも書いてございました。今、教育長から年齢別の教育について答弁をいただきましたが、やっぱりこの中でも、幼児期とかいろいろその学年に応じた、そういう知識を教えることは大事だということ、そしてなかなかこういう性の問題に対してはタブー視されている部分もあって、親がなかなか正しい知識で伝えられるのか、どの段階でどこまで教えればいいのかってことがなかなか家庭内では難しいと思っています。

そこで答弁にもあったように、しっかりと飛騨市学園構想の学年に応じた教育はされていると思いますが、中でも出産とかの専門家であります助産師さんですね、助産師さんは、命が誕生する場に立ち会われるんですが、この命が誕生するその瞬間に至るまでの過程、それからの生き方とかいろんな部分を、私たちは出産を介助するだけでなく、いろんなところで活躍したいということで、助産師さんはいろんな学校とかも行ってやっぺらっぺらしていますし、また今市民カレッジの中でもそういう講座を設けて普及をされていますし、プレコンセプションケアについても、助産師さん中心になって普及活動を行われています。

それで学園構想に従って年齢別で学校ではいろんな方の協力を受けてということをおっしゃいましたけれども、その学校には学校の担任の先生もいらっぺらっぺらいます、養護教諭もいらっぺらっぺらいます、保健体育の先生もいらっぺらっぺらいますけれど、例えばそういう外部の方、助産師さんとか、それからお医者さんですとか、市には有能な保健師もたくさんいますので、それらの方々を含めて、年代別に応じた、特に体の教育については、そういう方々を含めた計画的な授業形態というものはつくってあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

各学校のこの保健指導について、年間カリキュラムの中で計画的に、今ほどおっしゃったよう

に助産師さんや、医療関係の方や、あるいは保健師の方が入っての指導ということが組み込まれておりますので、そういった学校だけでの教育ではなくて、より地域の方、専門家との連携を図っての教育を推進しておるところでございます。

○10番（住田清美）

ぜひ、たくさんの専門家がいらっしゃいますので、正しい知識の中で子供たちの自分を守る、自分を知るという、そういうところの教育もお願いしたいと思います。

心と身体は一緒についていくものだと思いますので、身体のケアは専門家の方もたくさんいらっしゃるんですけど、心のケアという部分については、なかなか難しいことがあると思います。学校にはスクールカウンセラーさんとか、心理士の方などいらっしゃると思いますが、心の状態のケアについては、特に学校ではどのようなことに気をつけていらっしゃいますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

学校では、特にスクールカウンセラーの配置がされておまして、月に3回程度ですね、隔週で学校にスクールカウンセラーが行って、一応、配慮の必要な児童生徒や、スクールカウンセラーとのカウンセリングを望む児童生徒に対してのケアということもありますけども、期間を決めて、全員がスクールカウンセラーと対話するカウンセリングを実施するというようなこともございます。

そういった形で、スクールカウンセラーだけではございませんけども、常に子供たちのその心のケアということで、専門家も関わり、また担任教諭も日々の生活の中で子供の様子を見て、スクールカウンセラーにつないでいくということを日々取り組んでおります。

○10番（住田清美）

心の教育についてもスクールカウンセラーさんがいらっしゃいますが、足りないのではないかなんてことも心配もいたしますし、今の学校には、作業療法士さんが入って、様々なケアもされておられます。現場の先生に聞きますと、今は月1回とかしか、全部の学校を回ることがないので、もっと回数を増やしてほしいというような要望もありますので、ぜひまた作業療法士さんとか、いろんな専門家の力も借りながら、子供の発達に応じた心のケアのほう、体のケアのほうは、これからも十分お願いしたいところでございます。

それからプレコンセプションケアについてですけれども、今、部長のほうから答弁はいただきましたが、やっぱり妊孕性の問題とか様々なこともありますけども、特に今の若い方の心情ですと、やっぱり仕事も頑張りたい、子供も欲しい、結婚もしたい、じゃあどの時期に何をすればいいのか分からない。分からないまま、結局出産の適齢期を逃してしまうというような現状もあります。今おっしゃいましたように、早い段階から様々な企業の取組、高校生の取組をされておられますが、もっと早い時期にこういうプレコンセプションケアがあることの意義とか、それから若い女性の体の仕組み、人生設計、いろんなものを教えていただくことって必要だと思います。これらの窓口は多分総合福祉課になるのかもしれませんが、こういったときに、何かもっと能動的にというか、積極的に市のほうとして、企業と高校だけじゃなくて、何かもっといろんな分野でこういうことを啓発することはできないものなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

おっしゃるように、本市としては早い時期から始めてきまして、企業向け、それから高校生向けにこういった活動をしてきましたけども、今後もっとプッシュするためには、やっぱりいろいろなイベントであるとか、あるいは広報物、広報ひだも含めまして、そういったもので一般の方にも、なるべく若い方が興味を持つような方法で啓発に努めてまいりたいと思います。

○10番（住田清美）

生き方の問題にもつながるかと思いますので、ぜひ総合福祉課と教育委員会が連携してやっていらっしゃるということなので、ぜひまた両方の手を取り合って、私、中学生からでもいいと思います。ライフスタイルをつくるということ、自分がどう人生の中でどの部分でどうするのかということ、自分の身体のことも含め早い段階から教えていただくことは大切だと思っていますので、ぜひ手を取り合ってくださいながら、このプレコンセプションケアは進めていただきたいと思います。多分、市民にとってはまだまだ耳慣れない言葉だと思っていますので、ぜひ普及活動に努めていただきたいところでありまして、特に今、出産に関しましては、不妊治療も保険適用になりました。それから東京都では、卵子凍結に補助金も出しております。そういった形で、様々な分野で、今、都会もこの田舎についても同じようなことができています。卵子凍結をする若い女性も、この辺でもちゃんと増えています。

そういった形で、様々な心配事がたくさんあると思うんです、若い女性の体のことについては。それを積極的に市へ相談するには、やっぱりハートピアの総合福祉課がそういったものの相談については窓口になりますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

これにつきまして、担当は保健センターが担当です。いずれにしろ、ハートピアの中にありますが、非常にデリケートなこともあると思いますので、できるだけ相談しやすい雰囲気をつくって相談を受けたいと思っております。

○10番（住田清美）

ぜひ連携をしていただきながら、出生率の向上にすぐつながるものではないと思いますが、自分の体を知ること、心を知り、小さいときからやっぱり順番に積み重ねていかないと、ある日突然でも困りますし、今のようにSNSが氾濫している世の中で、正確な情報をしっかり受け止めるということができているのかということも心配になってきますので、ぜひ学校は学校のほうで、また福祉は福祉のほうで見ていただきながら、市民の健康、それから心と体の健康については、ぜひ前向きにPRをしていただきながら進めていただきたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。次は、ごみの収集についてでございます。飛騨市クリーンセンターは平成25年に稼働を始め、現在は16時間運転でごみ処理をしています。可燃ごみ、燃えるごみの搬入量を見ますと、自己搬入と収集合わせ令和2年は5,320トンに対し、昨年は4,760トンと減少しています。また、1人当たりの搬入量も、令和2年は226キログラム昨年

は218キログラムと減ってきています。減った理由は、人口減少も要因かと思いますが、分別の徹底や減量への意識の高さがうかがえるのではないのでしょうか。

このように、皆さんは気をつけてごみを出されているのですが、特に可燃ごみにおいて、収集日に出していると、カラスの被害に遭うという話を聞きます。

そこで、カラスよけの設備を設置しようとしたら補助金制度がなかった。これだけごみの出し方には配慮しているのに、何かしらの補助はないのでしょうか。また、プラスチック製の分別方法や、危険なリチウムイオン電池の現状など、ごみの収集方法について、次の3点お伺いいたします。

1点目は、可燃ごみの袋と収集方法についてです。現在、可燃ごみの袋は黄色を使用しています。導入されたときは、カラスが嫌う色だからという説明があったかと思います。しかし、最近カラスも慣れてきたのか、ごみ袋をつついて破いてしまって路上にごみが散乱しています。特に夏場は野菜、果物などの生ごみが多く、被害が余計目につくのかもしれません。ごみ袋の強度を増すなど改善策はないのでしょうか。

また、ごみを出すときにネットをかけたり、折り畳みのサークルを設置したり、頑丈な小屋風の建屋を造ったりと、各地域の実情に応じて対応を考えていらっしゃいます。しかし、いずれも市の補助はなく、個人負担、あるいは区の持ち出しとなっています。

先ほども申しましたけれど、市民はごみの排出に対して努力はしています。これらに対し何らかの補助制度はないのでしょうか。市のお考えをお伺いします。

2点目は、プラスチックごみ対策についてです。新年度予算委員会において、プラスチック一括回収に向けた予算が計上されていました。青い袋に出すプラスチックごみは、容器包装リサイクル法に基づき一部のプラスチックごみでしたが、限りある資源を有効活用する循環型社会を目指し、プラスチック製品の一括回収が行われるようになります。

このことについては、いつからどのように回収されるのか、進捗状況や実施時期、周知方法などお尋ねします。

3点目には、リチウムイオン電池の取扱いについてです。リチウムイオン電池は、充電して繰り返し使える二次電池の一つで、スマートフォンやパソコンなどの製品に使用され、私たちの生活には欠かせない存在ですが、一方で事故も起きています。スマートフォンを充電していたモバイルバッテリーが突然発火したり、不適切な分別によるごみ焼却施設での火災も問題となっています。

飛騨市では、リチウムイオン電池対策はどのように行われているのか、また、火災などの発生が過去にあったのかも併せてお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

おはようございます。ごみの収集について御質問をいただきましたので、一括してお答えいたします。

1点目の可燃ごみ袋と収集方法についてです。カラスは人間よりも視覚が優れており、色彩の

識別能力が高いとされております。カラス対策用の黄色いごみ袋には、紫外線をカットする特殊な顔料を練り込んだフィルムが使われており、首都圏の自治体などでは導入されております。しかし、この袋が黄色に見えることから黄色そのものが効果的と誤解されて広まった経緯があります。実際には、紫外線カットの顔料を含まない黄色い袋では効果はありません。

過去に飛騨市でも導入を検討しましたが、特許技術に基づく製品で非常に高額なため、現在市民の皆さんに1枚52円で御購入いただいている価格では対応が難しく採用には至りませんでした。また、ごみ袋の強度を増す対策として厚みを増やすことも考えられますが、カラスのくちばしは鋭く、塩化ビニル製の缶の中蓋を数回で突き破るほどの力があります。そのため袋を厚くするだけでは十分な効果は期待できません。

各地域に対する補助制度については、現在のところ設けておりません。農村部では金属製の固定かご、市街地ではネットなど、それぞれ地域の実情に応じた対策を講じていただいております。大変感謝しております。特にネットは安価で実用的であり、ホームセンターや100円ショップでも購入可能ですので、自助・共助の範囲でお願いしたいと考えております。特別な要望がない限り、市として補助制度を設ける予定はございません。

一方で、他自治体で導入され効果が確認されているカラス被害防止サークルという方法もあります。100円ショップのグッズを利用し、軽量で折り畳み可能、設置や撤去も容易です。市としても試験的に導入し、効果が確認できれば被害にお困りの行政区等に紹介してまいりたいと考えております。

次に、2点目のプラスチックごみ対策についてお答えいたします。国では、プラスチック廃棄物の削減や再利用、リサイクル、海洋ごみ対策を推進するため、令和元年にプラスチック資源循環戦略を策定しました。これを踏まえ、令和4年4月にはプラスチック資源循環促進法が施行され、地方公共団体には分別収集や再商品化に必要な措置を講ずる努力義務が課せられております。

飛騨市では、平成14年から行っているプラ製容器包装の回収に加え、令和8年4月、来年4月ですけれども、プラスチック製品の回収を開始する予定で、現在国に認可申請中です。例年の流れでは11月末に認可される見込みです。岐阜県内でも輪之内町や羽島市など8つの自治体が既に取り組んでおります。

市民の混乱を避けるため、現在の青い袋をそのまま使用し、容器包装とプラスチック製品を一緒に回収いたします。袋はデザインを一部変更する予定です。大きさは袋に入るものであれば制限はなく、ただし回収対象は100%プラスチック製品に限り、木材や金属が含まれるものは取り除いてから出していただくようお願いします。

収集日程は従来と同じ月2回の水曜日を予定しており、詳細については認可後に周知いたします。その際には、エコサポーターと協力し、市民の皆さんの意見を反映しながら広報活動を進めてまいります。

最後に3点目のリチウムイオン電池の取扱いについてお答えいたします。リチウムイオン電池はスマートフォンや扇風機、作業服など幅広く利用される便利な電池ですが、熱や衝撃に弱く、発火や火災の原因となることがあります。全国では令和5年度に8,543件の火災が発生しており、深刻な課題となっております。このため、環境省は令和7年4月に、分別回収と適正処理の徹底を求める通達を全市町村に対して発出してあります。

飛騨市では、平成28年度からリチウムイオン電池を乾電池と同様に回収しております。それ以前は店頭回収を推奨していましたが、保管中の事故やほかのごみへの混入を防ぎ、市民の利便性を高めるため現在の方式に切り替えております。収集時には平ボディの車を使用しまして、衝撃を与えないよう慎重に取り扱っており、これまで火災等は発生しておりません。

今後も安全対策を重視しながら、適切に収集・処理を進めてまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○10番（住田清美）

ごみの収集について御答弁をいただきました。

まず順番にカラス対策からお尋ねしたいと思います。今お伺いしたら、黄色いごみ袋ではカラス対策の有効な手段ではないと、その紫外線をカットするものじゃないとカラスの本当の対策にはならないということだったんですが、とても高価なもの、特許があって高価なものだということをお伺いしましたが、例えばそれを導入した場合は、1枚幾らくらいになるのかということは分かりますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

ごみ袋も可燃ごみが大・小・極小と3種類ございます。先ほど申し上げました52円というのは大きいものでございます。52円の内訳といいますか製造原価が、今ですと18.4円ぐらいなんですけども、恐らく平成28年くらいに検討した結果ですので、ちょっと今物価高騰でさらに高くなっている可能性はありますが、その当時でも、その18.4円が倍以上はするというで伺ってありました。

○10番（住田清美）

そうですね、そうすると1枚結構な単価になるので、ごみ袋を紫外線対策にするということはちょっと厳しいのかなとは思いますが、でもカラスの対策は急がれるものですから、今おっしゃったようにネットをかけたりいろんなことがあるんですが、それに対しては、ただ、今、特別な要望がない限りは補助金制度は設けない的な答弁をいただいたんですが、特別な要望をすれば実現はしていただけるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

特別な要望というのがどのようになるかあれですけども、今のところ私どものほうにはそういった御要望がないということですので、そういった形でちょっとお答えさせていただいたんですけども、いずれにしてもカラス防止対策のサークルですとかいうものは、安価に製造もできますので、本当に自分らでも簡単にできるものですので、そういったものを地区に応じて作っていただくということをお願いしたいなと思っております。

○10番（住田清美）

多分、直接環境課のほうには声がないのかもしれないんですけども、でも青いネットを買うにもホームセンター行くと多分二、三千円はするものがあるので、それは市民の個人負担になっ

ていますし、サークルを作るにしても地域事情はありますけれど、建屋風の頑丈な建物を造るにも多分相当なお金がかかっているの、そのことについて市民が努力しているの、例えば区が負担する場合に限り、補助金上限を設けて補助していただくとありがたいなという声があるのも事実ですので、それだけはお伝えしておきたいと思っております。

それから、次にプラスチック製のごみが今度一括回収されるということで、例えばプラスチックのボウルとかバケツとか、そういうものも多分あの袋に入る部分については、一緒に収集することになると思うんですけど、今でも収集したものは、リサイクルセンターでベルトコンベヤーか何かに乗せて、悪いものとかはじき出していらっしゃると思うんですが、これは同じく今度一括回収になってもそのような形で、リサイクルセンターのほうでは、プラスチックごみの再度の分別はされるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

リサイクルセンターのほうで分別するような予定で計画しております。

○10番（住田清美）

そうしますと、多分今度排出量が多くなると思っていますので、そのリサイクルセンターでの手間も倍とは言いませんが増えてくるとは思いますので、そこはやっぱりエコサポーターさんとかいろんな方、保健衛生推進員さんもいらっしゃるかもしれませんが、等も含めまして、市民への周知をしっかりとさせていただいて、そのリサイクルセンターでの手間が増えないように、これはちゃんとプラスチック製だということを確認して入れてくださいねというような周知が大切かと思っておりますので、我々も分からない部分がありますので、しっかりと周知していただき、また、次年度の保健衛生カレンダー、それからSNSのさんあ〜る等々にも早い段階からまたPRをしていただきながら、実施に向けてやっていただきたいと思っております。

それから私、3日ほど前でしたか、これ区の回り番で分別当番をいたしまして、本当に最近夏なので特に缶とかペットボトルが多かったんですけども、皆さんしっかりともう分別は身についてなかなか迷う方もなく、しっかりと分別されて帰っていかれました。このことはやっぱり市民の分別のごみに対する意識の高さだと思っています。

私も電池っていうのもあったので見ていたんですがさすがに、リチウムイオン、モバイルバッテリー的なものはまだ排出されていませんでしたが、これらのことについてもしっかりと燃えるごみの中に紛れ込んで入れるんじゃないかと、しっかりと出してください、こんな危険性もありますよというようなこともぜひ周知をしていただきたいと思っておりますので、この辺についての周知方法とかはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

さんあ〜るというアプリがございまして、あちらのほうでも当然リチウム電池の仕分けは分かるようにしておりますし、広報等でもお知らせしているところだと思いますが、もし伝わってないようであれば、改めてまた広報のほうを進めたいと思っております。

○10番（住田清美）

ぜひ広報、いろんな媒体を使っただけならば、見てない、知らなかったということがないとは思いますが、しっかりと飛騨市のごみは優良なごみだと言われていることも鑑みまして、今後ともしっかりと周知をしながら市民と協力していただきながら、ごみの分別には協力してまいりたいと思います。燃えるごみのカラス対策については、カラスが賢いのか人間が賢いのか、こういうこともありますし、特にカラスって有害鳥獣ですよ。有害鳥獣対策であります農林部と連携をしながら、カラス被害を防ぐような方法については御努力されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

カラスの苦情ということですが、取り立ててそういったお声がないものですから、農林部のほうと連携してということは、今のところはございませんでした。今後もしあるようでしたらそういった対策は考えてまいりたいと思います。

○10番（住田清美）

なかなか、どちらの知恵比べ的なところもあると思いますけれども、出すほうもしっかりと水気を切るとか、コンポストを利用したりするなどして、ごみの減量にはまた努力してまいりたいと思いますので、また市民の暮らしやすい生活の一助となるように私たちも頑張ります。行政のほうもまた知恵を貸していただきながら、一緒に歩んで行ければと思っております。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問は終了させていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で10番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時55分といたします。

（ 休憩 午前10時50分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、中田議員。

〔2番 中田利昭 登壇〕

○2番（中田利昭）

おはようございます。今回の議会の最後の締めということで、皆様が退屈にならないような質問にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは大きく3点御質問をさせていただきます。まず1番、市道牧ヶ平～鹿間線の路

面舗装についてということで、以下の1から5番についてお伺いをいたします。

神岡町鹿間地区に位置する牧ヶ平～鹿間線については、現在、神岡鉱業株式会社がほぼ単独で業務利用している状況にあります。しかし、近年この市道の舗装が著しく悪化しており、十分な維持管理がなされていない現状があります。

本来、市道は公共の道路として適正に維持管理されるものですが、本路線については、受益者が1社のみという理由で、長年にわたり整備の優先順位が低く据え置かれてきたと私は考えております。

特に川沿いの崖に面する車線半分、道路を真ん中から左半分という意味でございますけれども、その部分は舗装が特に劣化をしておりますして、荷崩れやハンドル操作ミスによる事故、路面凍結時のスリップ事故など、重大なリスクをはらんでおります。

神岡鉱業株式会社は、地域経済・雇用・税収・産業振興において極めて重要な役割を担っており、このような企業の安定した事業継続を支える基盤整備は、市全体の利益にもつながると確信をしております。

以上の状況を踏まえまして、次の点について市の見解と対応をお伺いいたします。

まず1つ目でございます。現状の確認についてということですが、まず市道牧ヶ平～鹿間線の現在の舗装状況について、市としてどのように把握をされているのか。これまで整備に至らなかった理由について具体的にお伺いをいたします。

2つ目でございます。判断基準の確認についてということですが、次に、市が市道を舗装、維持管理をする際の判断基準及び優先順位の設定根拠についてお尋ねをします。特に受益者が1社のみという理由によって、当該路線が整備対象から外されるような運用がなされているのか、明文化された基準や判断の有無について御説明をいただきたいと思っております。

3番でございます。安全性への配慮についてでございますけれども、当該道路は、川沿いの崖に面する区間の舗装劣化が著しいため、車両の通行においては以下のような安全上の懸念があります。

ハンドル操作ミスによる転落リスク、冬季の凍結時におけるスリップ事故、荷崩れによる道路の封鎖リスク、このような重大な危険性について市はどの程度把握しておられるのか。これまでに実施された現地調査や安全対策の有無について、お伺いをいたします。

4番、地域経済に与える影響を踏まえた対応についてでございますけれども、神岡鉱業株式会社は、当地域においても最も大きな法人の一つであり、雇用創出や経済波及効果の面でも非常に大きな存在です。

当該企業の物流確保や安全な業務運営を支えるためにも、当該市道の整備は重要と考えますが、市としてはこのような地域経済への影響をどう評価し、どのような対応を検討されているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

5番目でございます。今後の対応についてでございますが、たとえ企業1社の利用が主であっても、それが市道である以上、安全性の確保と経済活動支援の観点から、市としての責任ある対応が求められると考えます。

特に旧鉱山病院跡地の前の辺りの道路から施設部の建屋がある道路前までの片側の、先ほども申しましたけれども、川側の道路半分ということですが、そこについては早急な整備と安

全対策が必要と考えます。今後どのようなスケジュールと方針で対応を進めていかれるのか、具体的な方針を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、市道牧ヶ平～鹿間線の路面舗装について御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず1点目の現状の確認についてお答えいたします。舗装状況の把握につきましては、道路パトロールを毎月2回実施しています。また、神岡鉱業から神岡振興事務所へ直接連絡をいただいた際には、現場に立ち会いながら補修を行っております。

一方で、大規模な改修については、令和6年に神岡鉱業から要望をいただきましたが、多額の費用を要すること、また市全体の舗装改修計画との兼ね合いから、早期の対応は難しい旨を回答しております。

2点目の判断基準の確認についてお答えいたします。舗装を維持管理する判断基準としては、路面性状調査という路面の調査を行っております。神岡町内では市道63路線を調査しており、ひび割れやわだち掘れなどを測定して補修が必要な値を出し、この値により路線の中で部分的に舗装面の悪いところを抽出します。その結果を受けて、補修が必要な箇所が多い路線から順次補修を行っております。したがって、受益者が1社のみという理由で整備対象から外されるということとはございませんが、受益者が限定される場合には優先順位が低くなるということとはございます。

3点目の安全性への配慮についてお答えします。道路状況の把握については、先ほど申し上げましたとおり、道路パトロールを毎月実施しておりまして、現状の確認に努めております。安全対策については、神岡鉱業などから寄せられる情報や、道路パトロールで把握した箇所を基に、点々補修などで随時対応しています。

なお、当該路線において近年事故の報告は受けておりませんが、引き続き状況を注視しながら、安全性の確保に取り組んでまいります。

4番、5番については関連がありますので、まとめてお答えいたします。神岡鉱業株式会社が当地域において雇用の確保や経済発展に大きな役割を担っておられることは十分承知しております。その一方で、大型車両の通行により舗装の劣化が早まることが想定されるため、著しい破損が認められる箇所につきましては、同社と協議しながら対応を検討してまいります。

全面的な改修につきましては、市全体の舗装修繕計画との兼ね合いから早期の実施は難しい状況ですが、地域の実情や経済的効果も踏まえつつ検討を進めてまいります。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○2番（中田利昭）

御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、早期の補修は無理というお話を伺いましたが、受益者が1社だと優先順位が低くなるということではございましたけれども、受益者は1社であってもですね、神岡鉱業は現在正社員だけで700人おります。それに含めましてですね、出入りの業者やトラック等を含めると恐ら

く200台は出入り業者でいるんじゃないかと。そうしますと合わせて900台、あそこ袋小路になっておりますので、掛ける往復で1,800台余りの交通量になると思うんですけども、これは単純に台数で言いますと1,800台なんですけど、これトラックや大型トレーラーなど重量物も通ります。大型トレーラーなどは総重量で40トン余りありますので、それが毎日数十台通りますと、道路にかなりの負荷がかかると思われます。

これ多分、車の台数だけではちょっと分かりませんので、これ恐らく普通車の台数に換算しますと多分2,200台くらいはあそこを通ると私は考えております。そうした場合でも、やはり優先順位というのは低くあるんでしょうか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

受益者が1社の場合は優先順位が低くなると言いましたのは、一般的な全体の考えの中で申し上げましたことをごさいますて、本路線が特に優先順位が低いということではございませんで、交通量が多いことも承知しておりますし、これまでも補修の頻度はほかの路線よりも非常に多くの手をかけておると考えております。

そういう中で、ただ交通量が多いこと、また通行規制、通行止めをしての工事が非常に難しい路線であることから、補修の仕方に検討が必要なものですから、全面補修と申しますか全面の長い区間の一括での改修が難しいということをごさいますけど、悪いところはですね、安全上問題となるところは随時直しておりますし、今後も同社と協議しながら、必要に応じて修繕を行っていくつもりでございませますので、お願いいたします。

○2番（中田利昭）

ありがとうございます。私も実際あそこ見てきたわけなんですけども、やはり大型車が通りますので、余計に道は荒れるとは思いますが、わだちの部分とそのわだちの周り、両端の辺りの段差っていうのは恐らく10センチメートル以上あるんじゃないかと、見てきました。私、専門家ではありませんので、正確な測り方というのは分かりませんですけども、特にですね、先ほども申しましたトレーラーなど大型車両というのは、そういうわだちにハンドルを取られてですね、事故のリスクも大変高くなります。やっぱり重量物を運ぶというのは、やっぱり我々一般人が考えるよりも、高度なテクニックが必要ですし、路面のせいでそれを助長したとなると、やっぱりこれは重大なことであるとも思いますし、神岡鉱業の、あそこは国道41号と川を挟んで平行に走っていることは分かると思うんですけど、あそこを見られますと、赤い大きな文字で、環境安全最優先と書かれているんですね。環境安全を最重要課題として日々操業を行っていることは分かると思うんですけども、環境安全、特に今は安全面に対して非常にリスクがあるんじゃないかという質問でしたけども、これまで事故の報告がなかったとは聞いておりますけども、万が一、その路面にハンドル取られてですね、川へ転落したとかですね、例えばその車両が危険物を積んでいた場合は、今その道路改修にいかほどかかるか私ちょっと分かりませんですけども、それ以上のコストが発生するんじゃないかと考えておりますが、その辺を考えてもやっぱり早急には対応はできないということでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

全線の改修というお話でございましたので、全線確認しておりますけれども、中には補修の必要のない区間もございますし、劣化のまだ進んでいない区間もございます。そういう意味での全線改修は早期には難しいということもございますけれども、調査をした上で、前回の調査以降です、劣化が進んでおるところにつきましては、部分的な補修で対応できるのか、またはもう少し広い範囲で補修が必要なのかということもありますので、大きな費用がかかる場合はやはり有利な補助事業とかそういうものも検討をしていながら、計画的にやる必要もございますので、ケース・バイ・ケースということもございますけれども、安全に事故も起きないようにということは、この路線にかかわらず必要なことでございますので、検討してまいります。

○2番（中田利昭）

私も全線の改修の必要はないかとは見て感じております。先ほども申しましたけれども、旧鉾山病院の跡地前の付近からですね、施設部という部署があるんですけど、あの辺りの道路、距離にするとどうでしょうかね、何百メートルだと思うんですけども、そこが特に荒れておまして、それはやっぱり川沿いに面しておりますので、ぜひともそこだけでもですね、改修を、修繕をしていただきましてですね、安全に運行ができるようにしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2番でございます。人口減少に対応した移住促進と構造的課題の是正について、以下5点についてお伺いをいたします。

UターンやIターン、Jターンを含む移住促進施策及びそれを阻害している構造的な課題の是正について質問をいたします。

飛騨市の人口は2万2,000人を割り、特に若年層の定着率が著しく低下をしています。一方で、コロナ禍以降は都市部から地方への関心が高まり、リモートワークなど、新しい働き方も浸透しつつあります。こうした時代の流れを捉え、地方に帰る、移り住むという選択肢を支援することは、飛騨市にとっても喫緊の課題であると私は考えております。

UターンやIターンを志す若者や子育て世代からは、飛騨市には仕事がない、やりたいことができる業種が少ないといった声が多く聞かれます。また近年は会社に所属せず、個人事業やリモート勤務を志す層も増えております。都市部から地方へ移住を検討する世帯にとって、医療や教育、保育など生活基盤が移住地選定の大きな要素であると考えております。Iターン者やJターン者からは、地域のしがらみが強くてなじめない、よそ者意識を感じる、区費が高いといった声も多く聞かれ、制度面の支援ではなく、心理的、文化的な障壁にも着目すべきと考えております。

さらに、地方で増加しているのが空き家、耕作放棄地、山林などの所有者不明土地です。相続登記がされず、誰のものか分からない土地が増えることで、移住者の住宅確保や地域整備にも支障を来しているのではないかと私は考えております。既に複数自治体が制定したり、江崎知事が前向きに検討されている所有者不明の土地等管理支援などを市独自条例として検討すべきとも考えております。飛騨市の移住・定住促進支援も上記のような構造的な問題で、移住先の選定地から外れることが多いのではないのでしょうか。飛騨市が行っている事業も含め、改めて以下の点

について伺います。

1つ目です。雇用と働き方の選択肢についてでございます。市として地場産業の高度化やIT産業の誘致、リモートワーク対応の施設整備についてどのようなお考えをお持ちか、また、若者や移住者が起業・副業を行いやすくするための支援策はどのように考えておられるか、お伺いします。

2つ目でございます。暮らしの質の向上と子育て環境整備についてでございます。医療・教育・子育て・インフラの充実に向け地域間格差を是正する具体策はあるのか。また、保育園や学童保育の拡充、送迎支援制度など、子育て移住者向けの施策を体系化するお考えはあるかお伺いをいたします。

3番でございます。移住者支援と地域コミュニティの課題についてということで、市として、移住者と地域住民の橋渡しとなる中間支援組織や移住サポーター制度の導入を検討しているか伺います。

4番です。田舎暮らしのブランディングの創出ということで、若者や都市生活者が地方に住むことはかっこいい、選ばれた生き方だと感じるには、単なる金銭的な支援や優遇だけではなく、誇りや憧れを喚起する仕掛けが必要だと考えております。市では、このようなブランディング化を検討しているのか、お伺いをいたします。

5番です。構造的障壁である所有者不明土地問題について。飛騨市における所有者不明土地の実態把握は進んでいるのか。地域組織やNPO等が当該土地を一時管理、利活用できるような条例制定に向け、市の見解をお伺いしたいと思っております。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、1点目の雇用と働き方の選択肢についてお答えいたします。若年層の定着やU・Iターンの促進には、若者が働きたいと感じる業種の拡大が必要です。そのため、地場産業の高度化やIT産業の誘致も重要ですが、市として特に重視してまいりましたのは、その業務をアウトソーシングする中で、デザイン、ウェブ、ネット販売、コンサルティングなどを手がける小規模なクリエイティブ企業を増やすことです。これらの企業は女性や移住者、U・Iターン人材の雇用につながり、さらに他地域との横のつながりによって新たな広がりが生まれると考えております。

具体的な事例として挙げてまいりましたのが、地域商社ヒダカラです。同社は古川町に本社を置き、飛騨市のふるさと納税支援業務の受託から事業をはじめ、ECサイトの運営、商品開発、ブランディング支援、イベント支援等、業務内容は多岐にわたり、現在では県外の自治体からも多数の受託を受けております。創業から5年目にして社員は約30名に拡大し、その多くはデザインなどのスキルを持つ若い女性です。

また、市内では新たに事業を立ち上げる女性も増えております。こうした動きに対しまして、市は独自の飛騨市ビジネスサポートセンターを設けまして、こちらでは地域の実情に精通したセンター長がマンツーマンでの起業・経営相談を行うほか、事業主向けに副業・兼業人材の活用セ

ミナーを開催しております。

地域産業の高度化につきましても、同センターが主催するセミナー等を通じて先進事例を紹介するとともに、国のものづくり補助制度などの活用を促進し、支援に努めてまいります。

なお、リモートワーク対応施設の整備につきましては、新型コロナ禍で全国各地に設置されたワーケーション施設が余剰化しているとの報道もありますことから、本市としては特段の施策を講じていない状況です。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

私からは、2つ目の暮らしの質の向上と子育て環境整備についてお答えします。御質問の地域間格差を是正する具体策についてですが、どの地域間を指すのか明確ではありませんので、ここでは移住者を含めた子育て環境整備に関する市の考えを申し上げます。

まず、本市では子育て移住者向けの特別な施策を設けているわけではありません。その理由は、市民全体に向けた子育て支援を充実させることこそが、結果として移住者にとっても安心して子育てができる環境づくりにつながると考えているからです。そして本市の子育て施策は、決して他地域に劣るものではないと自負しております。

具体的には、経済的負担を軽減するための入園・入学準備品の支援事業や、電子ポイント交付による子育て世帯応援事業、ウェルカムベビーボックス交付事業、さらにスポーツや文化活動に取り組む子供たちを支援する活動充実交付金事業など、本市独自の取組を展開しています。加えて、保育園や学童保育についても、現場の声を踏まえながら常に質の向上を図っております。

また、妊娠・出産期から乳幼児期にかけては、マイ助産師制度「むすび」による支援や、自由に集える「にこにこルームまるん」、県外の著名な保健師による「身体調和支援」を実施しています。保育園以降は、地域生活安心支援センター「ふらっと」が家族の問題も含めて総合的に対応し、相談者に寄り添いながら包括的な支援を行っております。さらに、就学期には全国初の学校作業療法を推進し、他市にはない児童精神科単科の診療所「飛騨市こどものこころクリニック」を運営しています。

こうした取組により、実際に飛騨市の子育て環境に魅力を感じて移住された方もおられます。市民向けの制度を充実させていくことこそが、移住者にとっても安心できる子育て環境につながると考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは3点目と4点目についてお答えをさせていただきます。まず、3点目の移住者支援と地域コミュニティの課題についてお答えをいたします。本市では、移住の検討段階から移住後の

生活まで幅広く相談に応じるため、飛騨市移住支援センターを設置し、専門のコーディネーターを配置しております。コーディネーターは、相談対応や各種補助制度の周知など、移住・定住に関する多様な支援を行っております。さらに、市民12名を移住コンシェルジュとして委嘱し、移住希望者や既に移住された方のよき相談相手として活動いただいております。地域との橋渡し役を担い、移住検討者の希望に応じて、地域の日常生活や慣習などについても御案内をしております。

これらの取組は、議員御指摘の中間支援組織や移住サポーター制度に相当するものと考えております。

続きまして、4点目、田舎暮らしのブランディングの創出についてお答えをいたします。飛騨市のブランディングにつきましては、市が進める政策全般そのものが、飛騨市の魅力を高める取組につながっていると考えております。ファンクラブの運営、関係人口の創出、薬草や広葉樹の活用、食のまちづくり、子育て支援や学校作業療法、さらにはロケツーリズムなど、いずれも全国的に注目を集めており、先進的な施策に取り組むまちとしてのブランド形成に寄与していると認識をしております。

また、宝島社発行の雑誌「田舎暮らしの本」令和7年2月号に掲載されました、住みたい田舎ベストランキングにおいて、本市は、人口1万人以上3万人未満のまちにおいて、総合部門で全国10位、東海エリア総合部門で3位にランクインするなど、各種の移住者支援制度が高く評価をされております。

今後も各種メディアを通じた発信を強化しながら、飛騨市のブランド力向上と魅力づくりに取り組んでまいります。

以上です。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 田中義也 登壇〕

□建築企画監（田中義也）

私からは、5点目の所有者不明土地問題についてお答えします。国においては、相続登記がされないため登記簿を見ても所有者が分からない、いわゆる所有者不明土地が全国的に増加し、周辺環境の悪化など様々な社会問題となっております。こうした背景を受け、令和6年4月1日から不動産登記法が改正され、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されました。

本市ではこれを受け、市民の皆さんがお悔やみの手続に来られた際に制度のチラシを配付するなど、法改正の周知を行っております。しかし、議員御指摘のとおり、所有者不明土地の実態把握を含め、十分な対策ができていないのが現状です。

一方で、本市においては現時点で大きな問題が顕在化しているとは認識しておりません。今後は市内の状況を注視しつつ、必要に応じて他自治体の取組も参考にしながら、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

〔建築企画監 田中義也 着席〕

○2番（中田利昭）

よく分かりました。それではですね、3番の移住者支援と地域コミュニティの課題についても少し詳しくお伺いをしたいと思います。

移住コンシェルジュの、今、お話をされたと思うんですけども、この方っていうのは、ごめんなさい、私ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、これはやっぱり地元の方なのか、じゃないのかをちょっと教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的にこちらにお住まいの方でいらっしゃいます。もちろんずっとお住まいの方もいらっしゃいますし、中には移住をされてきて、御自身も移住者なので、その後考えていらっしゃる方の手助けになればということで、コンシェルジュに登録をされていらっしゃる方も中にはいらっしゃいます。

○2番（中田利昭）

分かりました。そういういろいろな方があってしかるべきだと私も考えており、安心しております。それではですね、移住コンシェルジュの方に、移住してきた方が相談をされるとは思うんですけど、そういう相談の件数、または内容っていうのが多いのでしょうか、お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

移住を検討されている方からの相談というのがやっぱり物すごく数が多い状況です。移住されるまでの間に、やっぱりいろいろ不安というか分からないことがありますので、そこはうちの支援センターのところでいろいろお聞きする、なおかつ移住コンシェルジュの方にもおつなぎをして、まちの中を案内したりとか、生活環境とか、就業環境とか、いろんなところを御案内をするわけなんですけれども、そういったことで移住を決断されて住まわれた後にはですね、あまり多くの相談件数というのは寄せられていないのが現状でございます。そうと言いながら皆無ではございませんけれども。

しかし、移住された後に多少不安を覚えると、支援センター、要は市役所のほうにいらっしゃらないような潜在的な方もいらっしゃるんじゃないかということで、今年の7月に移住されてきた方々を主に対象にして、ちょっと意見交換をするような場を設けさせていただきました。

そういったこともこれからもやっていきたいと思っておりますし、そういったことで移住者の不安の解消とかですね、お困り事の解消とか、そういったことにつなげていきたいというふうを考えております。

○2番（中田利昭）

よく分かりました。そういう今御答弁いただいた内容からですね、飛騨市に移住された方は、おおむね満足していると考えてよろしいのでしょうかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

私見としてそのようには感じております。特に移住者の数も累計ですとかなりの数になっておりますので、その方々にアンケート調査をするわけではございませんけれども、例えば先ほど宝島社のお話をしましたけれど、ほかの住宅メーカーでしたかね、いろんなアンケートとかに基づいて調査をされた結果、住みたい街ランキングみたいなものでも、飛騨市は上位に入っておりますし、移住された方々も含めてそういった御評価をいただいているものというふうに考えております。

○2番（中田利昭）

よく分かりました、ありがとうございます。

それではちょっと2番についてまた質問をさせていただきたいと思いますが、私これちょっと抽象的な書き方で申し訳なかったんですけども、これやはり移住されてこられる方っていうのは、恐らく都会、都市部の方が大半だと思うんですけども、そういう意味で地域間格差を是正するというのをちょっとお聞きをしました。

それですと、例えば都会、東京なり、中京圏・関西圏の方が来られることを前提としまして、地域間格差っていうのはどの程度飛騨市で把握されているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

先ほど申しましたけども本市としては本当に手厚い支援をしていると自負しております、ただし、そのいわゆる中京圏・関東圏、都会と言われるところと比べてどれくらいかと言われると、ちょっと都会にもいろんなサービスがありますので、向こうよりももちろん劣っているサービスもあると思いますし、優れたサービスもあると思うんですけども、私どもとしては今年もアンケートを保護者の方にとったわけなんですけども、飛騨市は手厚くてありがたいというような御意見もいただいておりますと、もちろん隣の高山市の方も飛騨市はいいなというふうに思っただけのこともあったということをお聞きしておりますので、というものの、やっぱりこういう小さい自治体ですので、そういう都会に劣っている部分はあるかもしれません。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほど住みたい田舎ベストランキングのちょっとお話をさせていただきましたが、総合的なところでの順位を先ほど申し上げました。これ実はですね、いろんな部門がございまして、全国レベルのところではいきますと、子育て世帯部門では3位になっています。若者世帯とかでは4位になっています。これが東海エリアの部門にまいりますとですね、子育て世代では2位になっておりますし、若者世代では1位になっております。

そういった意味においても、地域間格差という話もあるかもしれませんが、総合的に見て非常にその辺の格差というのはあまりないというふうにも感じておりますし、高い評価をいただいているものというふうに考えております。

○2番（中田利昭）

ありがとうございます。全てにおいて1位を取れるように、またいろいろ地域格差、あまりな

いのではないかと言われましたけども、その細かい部分をやっぱり拾い上げてですね、手当をしていけば、またさらに飛騨市のブランド化にもつながると思いますし、またそういう順位がやっぱりPRがPRを呼ぶといえますかね、になると思うので、引き続き進めていただきたいと思いますと考えております。

それからですね、4番の田舎暮らしのブランディングの創出ということにまたちょっともう一つお聞きをしたいのですが、確かに飛騨市はいろんな事をやられていますので、それ自体がブランディングかと言われればそうとも思えますし、やはり今のお話でも、地域間格差がやっぱりまいち把握されてない。先ほど全てにおいて1位と欲のあることを私、言いましたけども、やはりそのくらいの意気込みを持っていかないと、やはり地方に移住してくれる方が増えないんじゃないかと私は考えております。ですので、もうちょっと明確なブランディング化をする戦略ということに踏み込んだりはできないものでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

繰り返しになりますけれども、市が取り組んでいる施策っていうものをですね、最近ではPR TIMESなんかを使いまして、全国的に広く発信をしております。多分議員もですね、このネットの記事をいろんなところで飛騨市の記事、御覧になられると思います。そういったものも移住を検討されている方の目につきやすいような形になっているのではないかなというふうにも考えておりますし、先ほど雑誌でのランキングの話もいたしました。ああいったものへの取組の強化というか、全部1位取れればいいんですけども、中にはどうしてもチェックが入れられない項目もあつたりするものですから、致し方ない部分もあるんですけども、ああいったものは非常に宣伝効果は高いものというふうに感じておりますので、引き続きそういった気持ちで戦略的に対策をしていきたいというふうと考えております。

○2番（中田利昭）

今日も何かテレビ放送があるそうで、私もぜひ見たいと考えております。

ぜひともですね、やはりこういうやはりお金、要は優遇施策やお金を出せば人が来てくれるかっていうと、決してそうではないのでありますので、飛騨市はそういう意味では地道な細かいブランディング化を細々とやっております。これはいずれ花が咲いて成果にはなっていくと思えますけども、さらに強力で推し進めるために、やっぱりこれを一つ戦略として取り入れて検討をしていただきたいと思いますと考えております。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。3番、移住者がすぐに住める住宅の確保についてということで、以下の4点についてお伺いをいたします。これは今質問した2番目の質問にも関連がありますが、別の問題としてお伺いをいたします。

飛騨市におきまして人口減少が深刻化する中、Uターン・Iターン・Jターンを含む移住者の受入れ体制の強化は、地域持続可能性を左右する極めて重要な課題です。特に最近では都市部から地方への移住ニーズが高まる一方で、住まいがすぐに見つからない、空き家はあるが老朽化して、住めない、手続きが煩雑で移住まで時間がかかるといった声が実際の移住希望者から多く寄せられております。移住者の多くは、就職や子供の入学、介護などを機に、早急に転居したいと考えて

おり、すぐに進める住宅の確保は、円滑な受入れの第一歩であると私は考えております。

飛騨市では、空き家等賃貸住宅改修事業補助金などがありますが、移住者がすぐに住める住宅の確保には至っておりません。また、単なる支援や優遇だけではなく、地方に住むことへのブランディングが必要であると考えております。これは先ほども質問した内容と同じでございます。そこで、現在行っている事業も含めまして、以下の点についてお伺いをいたします。

まず1つ目でございます。空き家・市営住宅などの即入居可能住宅の整備についてということで、現在市内に点在する空き家や市営住宅について、即入居可能な状態に整備されている物件はどの程度存在するのか。また、それらを移住希望者に迅速に紹介でき、自らが整備やイノベーションに取り組めるような施策があるのか、市の現状と今後の対応方針を伺います。

2つ目でございます。仮住まい制度や短期滞在住宅の活用についてでございます。移住前の仮住まいとして、お試し移住住宅や短期滞在型の市営住宅等を一定期間活用できる制度を拡充することも、移住のハードルを下げる有効な手段であると考えます。現在の制度の運用状況と今後の拡充計画についてお伺いをいたします。

3番目でございます。空き家改修や住宅取得に対する支援についてということでございます。老朽化した空き家をリフォームして住まうことを希望する移住者も多く見受けられます。市として空き家改修補助金や住宅取得支援制度など、住宅確保に係る経済的負担を軽減するための施策をどのように位置づけているかを伺います。

4番でございます。住まいを起点とした定住支援の流れについてということですが、移住者にとって住まいの確保はスタート地点であり、その後の就労、子育て、地域との関わりへと連なる支援の流れが重要です。住宅確保を起点とした移住から定住までを包括的に支援する仕組みの整備について、市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目、2点目、4点目につきまして、お答えをいたします。

まず1点目の空き家や市営住宅など即入居可能な住宅の整備についてお答えいたします。9月5日現在ですけれども、飛騨市の空き家バンクサイト、住むとこネットに掲載されております戸建て住宅は43件ございまして、そのうち売買物件が36件、賃貸物件が6件、売買・賃貸どちらでも可能な物件が1件ございます。市営住宅の空き室は23室ございます。住むとこネットに掲載された情報は、民間事業者が運営する全国版空き家バンクサイト、アットホームやライフホームズにも掲載しておりまして、より多くの移住希望者に検索いただけるよう広く発信をしております。また、空き家を購入された方がリフォームやリノベーションを行う事例も想定しておりまして、移住世帯による住宅改修工事費に対して補助を行っております。

御指摘のあった移住者自身によるリノベーション支援につきましては、比較的小規模な改修を指していると理解しておりますけれども、日常生活の中でDIYによる改修は移住世帯に限らず行われているものであり、現時点で支援の予定はございません。

さらに、今月下旬にはですね、試行的に都市圏の移住希望者を対象とした空き家探索ツアーを

開催する予定です。まち歩きを通じて地域の暮らしを紹介するとともに、実際の空き家を見学し、不動産事業者から改装のポイントなどを説明する機会とする予定でございます。

今後もこうした取組を通じて、移住検討者の住まいに関するニーズを把握し、必要な施策を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の仮住まい制度や短期滞在住宅の活用についてお答えいたします。現在のところ、移住検討者向けに、市内での日常生活を体験するための仮住まいの提供は行ってはおりません。確かに、事前に短期滞在して暮らしを体験することは、移住促進の一つの手段といえます。ただ、むしろ季節を変えながら継続的に飛騨市に足を運んでいただき、この地域での暮らしに触れていただくことが重要だと考えております。

そのため、移住を検討される方には、移住コンシェルジュによる案内や、住むとこネット登録事業者による空き家見学を受けていただいた場合に交通費を補助しております。また、移住体験を目的に市内で宿泊された方に対しては、宿泊費の補助も行っております。

移住は、御本人や御家族にとって人生の大きな転機となるものです。この地に定住いただくには、検討段階から飛騨市での暮らしをしっかりと理解していただくことが大切だと考えております。その意味でも、地域をよく知る移住コンシェルジュが検討者を丁寧にサポートすることが、最終的な移住の決断につながると考えております。

続きまして、4点目の住まいを起点とした定住支援の流れについてお答えいたします。先ほども御説明したとおり、飛騨市移住支援センターを設けて、専門のコーディネーターを配置し、移住・定住に関する包括的な支援を行っているとともに、市内の各地域における日常生活や慣習などについても移住コンシェルジュが御案内をしているところです。

なお、移住検討者の家族構成やライフスタイルによって、移住に踏み切る決め手は多種多様だとは思いますが、住まいの確保とともに就業先、収入源の確保が決め手になることが多いと考えており、検討者のニーズに応じて、庁内で連携して、住まいと就業先の確保に関する相談対応を行うなどの支援を行っております。

また、御承知のとおり、定住につながる施策として、移住されてから3年以内に住宅を取得された方にはお米を10俵プレゼントしたり、市内企業に3年以上勤務され、引き続き定住される意思のある方には就職奨励金を支給しております。先ほどの答弁の中で、当市は住みたい田舎ベストランキングでも上位に位置づけられていることに触れさせていただきましたが、移住検討者及び移住後のニーズに寄り添った施策を展開していることが評価されているとの認識に立っております。

一方で、移住や定住の動機づけは変化するものと考えておりますので、引き続き、何が求められているのかを見極めながら、適切な施策を展開していきたいと考えております。以上です。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 田中義也 登壇〕

□建築企画監（田中義也）

私からは、3点目の空き家改修や住宅取得に対する支援についてお答えします。住宅取得への

支援については、平成27年度から飛騨市住宅新築・購入支援助成金として、新築住宅や中古住宅の取得を対象に助成を行っており、人口減少が進む中で市内への定住を促す重要な施策と位置づけております。

助成の内容は、取得額に応じて10万円から30万円の基本額を交付し、転入世帯にはさらに50万円を加算しています。加えて、転入世帯の移住者が中古住宅を取得しリフォームした場合には、その改修費の3分の1、上限150万円を助成するなど、移住世帯にはより手厚い支援となる仕組みとしております。

さらに、今年度からは移住世帯に限らず、中古住宅取得に伴うリフォームにも、改修費の3分の1、上限60万円を助成する制度を新たに設け、市内定住の促進につなげているところです。

〔建築企画監 田中義也 着席〕

○2番（中田利昭）

よく分かりました。私、もう少し踏み込んでちょっと再質問させていただきたいんですが、飛騨市はありとあらゆる施策がありましてですね、充実していることもよく分かりました。

これは移住者だけに限らず地元の若い人たちにも言えるのではないかと思いますけども、例えば、先ほども申しました地域のしがらみですとか、区費が高いですとか、私の住む吉田地区もよく言われるんですけど、私の妻がよく言われるんですが、よく吉田へ嫁いできたなど、こんな大変なところはよく言われるんですけども、我々生まれ育った人間にとっては当たり前のことで、確かに出席したりは大変面倒なんですけども、それによって、地域が非常に整備されてきれいであったりとか、そういうことがありますので、私は頑張って出席をしているんですけども、移住者や、また若い人たちは、そういうことが大変嫌で、それにちゅうちょして例えば移住者なら移住をそれで諦める、若い人たちはそれによって市外へ出ていくということが多々あると思いますけども、これ大変、じゃあ行政がどう関わってこのしがらみをなくしていけばいいのかっていうことはなかなか難しいと思いますけども、神岡のある地域ではですね、その区費や自治会に入らなくてもいいよっていう地区があります。そういう制度を設けたところですね、やっぱりその地区内費の、同じ神岡町内の人たちですが、若い夫婦が数軒家を建ててですね、大変おしゃれな景観と今なっております。

やはりそこら辺も飛騨市もそろそろ踏み込みましてですね、例えば、そういうしがらみのない自治区をつくったりとかですね、そういうことに踏み込んではいかがではないかと思えますけど、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることはよく分かります。これは飛騨市のことだけじゃなくて全国的にそうでありまして、やっぱり何も無いところを求めていくので、都市部のマンションなんかはもう全く隔絶された、これも最高ですよ、そのしがらみを好まない方にとっては最高の環境。そういう流れも一方であります。

ですけれども、やっぱり必要悪みたいないところがあってですね、防災のところでそうですけど、ふだんの生活でもそうですし、何かしらのメリットを享受する代わりに面倒くささってというのは

必ずあるわけでありまして、実験的にせよそういう地域をつくるっていうことを行政が主導するってことは、元来、地域の自治ですから、それはないということだと思います。

ただ、飛騨市内においてもですね、それは全国そうですから、同じ人間なので、飛騨市においても東京の23区内にいても、やっぱりより面倒くさくないところを目指す人方がいるのは当然ですし、その中でみんながもがきながら社会が進んでると。飛騨市においても、実際に祭りが無い、祭りの役が回ってないところを選んで家を建てられたり、引っ越されたりするっていう現象はもうはっきりありますので、これはなかなか行政がそういう場所をつくるっていうことは難しかろうなと思いますが、いろんなコンセンサスを得ながら、日本社会全体の問題として進んでいくんだらうということだと思います。

○2番（中田利昭）

ありがとうございます。私も行政がそうやってやるっていうのはなかなか難しい話だと思いますし、これが民間が主導して住宅の開発もなかなか難しいとは思いますが、やはりどこかでそういったような、そんな大規模じゃなくても、実験的な場所をつくっていけば、何か何かしら変わるんじゃないかなと。人口流出も止まりますし、するんじゃないかと考えております。

それではもう一点お聞きをしますけど、先ほども地域間格差のことを申されましたけども、飛騨市はその関東圏・関西圏・中京圏から、それ以外でもですけども、大体どのような地区の方が飛騨市へ求められるのか。例えば田舎から田舎へ来るだとか、やっぱり大都会から田舎へ来るのか、そういった傾向がもし分かるようであれば教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

手元にですね、ちょっと昨年度の実績がございます。一番多いのは県内からの移住でございますし、隣の高山も含めてのことなんですけれども、そこが一番多うございます。その次に多いのは愛知県からの移住でございますし、続いて3番手が関東エリアからの移住でございます。

ちなみにですね、これも度々申し上げたこともありますが、年代的にはですね、20代が一番多くて、次いで30代・40代という形になっております。

○2番（中田利昭）

分かりました。県内が一番多いということで、やはりその地区地区のいろいろなことがやっぱり是正されて、飛騨市は住みいいという認識なのかなと思います。

これからもこの移住・定住に関しましてですね、ぜひとも突き進んでいただきまして、施策をどんどん進めていっていただきたいと思います。

私の質問は以上となります。ありがとうございました。

〔2番 中田利昭 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で2番、中田議員の一般質問を終わります。

質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例についてから議案第101号、飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例に

ついてまでの8案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付託いたします。

次に議題となっております、議案第102号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から議案第106号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第1号）までの5案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

次に、議題となっております、認定第1号、令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの10案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました付託一覧表のとおり決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら10案件につきましては議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。明日、9月13日から9月24日までの12日間は常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会審査のため本会議を休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、9月13日から9月24日までの12日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、9月25日、木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会いたします。

（ 閉会 午後0時01分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長 澤 史朗

飛驒市議会議員（3番） 小笠原 美保子

飛驒市議会議員（4番） 水上 雅廣